

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月、45年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月及び45年1月
② 昭和45年3月

私は、昭和44年12月に正社員になったが、勤務先が厚生年金保険の適用事業所になったのは45年2月であるのに、申立期間①は年金記録によると国民年金の未加入期間になっている。申立期間①の国民年金保険料は納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

また、申立期間②の保険料は還付されたが、行政の行うことで間違いは無いものと思い受領した。未納期間にされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも申立人が国民年金の強制加入被保険者であった期間であり、申立期間①の保険料は、A県B郡C町（現在は、D市）保管の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間②の保険料は、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び申立人が所持する領収書により、それぞれ納付されていたことが確認できる。

また、申立期間①について、当該特殊台帳によると、昭和50年11月19日に申立人の資格喪失日が45年2月1日から44年12月1日に記録訂正された記載は認められるが、社会保険庁のオンライン記録でも、申立期間①は申立人が被用者年金の被保険者期間でなかったことが確認できる上、当該期間の保険料が還付された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、還付整理簿から昭和46年6月11日に還付されたことは認められるが、申立期間②は国民年金の強制加入期間であり、還付決定に合理的な理由が無いものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る処理は行政側の誤りであると推認でき、当該期間は保険料納付済期間として取り扱うのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1337

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から同年12月まで

私は、昭和47年9月ごろ、A市B区役所で国民年金に任意加入する手続をした。保険料は、納付書により同区役所又は郵便局で納付していたので、未納期間は無いはずである。

申立期間について、保険料を納付していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月ごろ国民年金に任意加入した上、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を、すべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和49年1月から同年3月までの保険料を49年6月又は50年6月に過年度納付していることが確認できるところ、申立期間の保険料も50年10月までに過年度納付できる上、申立期間の保険料額は当該期間の保険料額よりも安価であることから、申立期間の保険料のみを未納のままにしておき、49年1月から同年3月までの保険料を納付したのとは考え難い。

さらに、申立期間当時は、3か月ごと納付であるところ、申立期間直前の昭和48年度第2期については、7月及び8月の2か月分のみが当該年度に納付されていることが確認でき、9月のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から51年3月まで

私は、A市B区に居住していた昭和50年6月に国民年金の任意加入手続を行い、保険料についてはC銀行D支店（現在は、E銀行F支店）、又は当時、私の実家のあったG駅近くの同行H支店（現在は、E銀行H支店）のいずれかで納付していたと記憶している。

これまで国民年金保険料の未納があるとの督促を受けた記憶は無く、同年10月にI市に転居した際に、国民年金の担当窓口で住所変更手続を行ったが、その時にも、保険料の未納期間があると言われた記憶が無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間以後の期間における厚生年金保険と国民年金の切替手続を適正に行っている上、国民年金加入期間に係る保険料は、申立期間を除きすべて納付済みとなっていることから、国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時、私が家計を管理しており、私の退職金もあったので、国民年金保険料を納付できないような生活状況ではなかった。」と供述している上、その夫も申立期間当時において特に生活上の変化は見受けられない。

さらに、申立期間の保険料の納付方法等について、申立人は、「私がC銀行D支店で納付書に現金を添えて納付したほか、当時、実家のあったG駅近くの同行H支店でも納付した記憶がある。」と述べているところ、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付場所に係る供述に不合理な点は見当たらないこと

から、その内容は信憑性しんぴょうせいが高いものと認められる。

加えて、申立人は、昭和 50 年 4 月に婚姻し、その 2 か月後に、その夫が厚生年金保険の被保険者であった時期に任意加入していることから、保険料を納付する意思が無いにもかかわらず、申立人が国民年金に任意加入したものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

私は、勤務先を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を確実に行ってきたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料についても納付を行ったつもりである。

申立期間の領収書が無いため、確実に納付したと断言できないが、申立期間の保険料のみを納付しなかったことは考えられないので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、i) A市が保管する国民年金被保険者名簿、及び申立人が所持している昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料領収書により、昭和51年度の保険料は、52年1月10日にA市から発行された納付書により、同年2月21日に銀行窓口で一括納付していることが確認できること、ii) その時点において、申立期間に係る保険料は過年度納付することが可能であること、iii) B社会保険事務所から、「申立期間の過年度納付書は発行されたものと推定される。」との回答を得ていることなどから、申立人が、52年2月の時点で51年度の国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、その直前の期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳に到達した昭和 58 年*月から 60 年 3 月までの期間は、私の当時の収入では、保険料の納付が困難であったため免除を受けていたが、この期間の保険料は、私の母親がすべて追納してくれており、未納期間は無いと聞いていた。

また、私が昭和 63 年ごろに、20 歳以降の保険料納付状況を A 町役場で確認したところ、未納期間は無いと説明を受けているので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の亡母は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度開始から国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間に未納期間は無く、その亡母の日記には、申立人に係る国民年金保険料の納付に関する記載も見受けられることから、亡母の国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間を含む昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間は、当初、申請免除期間であったが、申立人が所持する 3 枚の「納付書・領収証書」から、59 年 2 月及び同年 3 月、同年 4 月から同年 9 月までの期間、同年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料が納付されたことが確認できるところ、この納付書は、本来、追納分として発行されるべきところ、2 枚は未納分として発行されている上、納付書を発行した社会保険事務所は、申立人に対し 61 年

1月28日付け事務連絡により、納付済みの保険料を追納が可能な経過期間から順に充当する期間訂正を行ったことを通知していることが確認でき(申立期間はこの際に、申請免除期間として整理されたことがうかがえる。)、行政における追納処理が適切に行われていなかったものと考えられる。

さらに、A町が保管する国民年金被保険者名簿の記録では、申立期間は納付済期間と記録されており、社会保険庁の記録と一致していない。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、申立人が当該事務連絡の通知を受けた後、その亡母が申立期間の保険料を追納したものとする考えは不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が14年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を14年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで
平成12年4月1日から14年3月末までA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
当該事業所では事務手続を誤ったことを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が14年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、給与台帳、源泉徴収票及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正届出)により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成14年2月の社会保険庁のオンライン記録及び同年3月の給与台帳における保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月31日から同年6月1日まで

A社には、昭和45年1月12日から52年5月31日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録においては、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月31日と記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実績とは相違しているので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日について、同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和52年5月31日と記録されている。

しかしながら、申立人は「昭和52年5月31日にA社を退職したことから、翌日から国民年金に加入した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌日の昭和52年6月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、同日以後の期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できること、及び申立期間当時の事業主は「申立期間当時、当社では月末等の区切りが良い日を退職日とする慣例となっていたことから、申立人の退職日が昭和52年5月30日であったとは考え難く、申立人の申立てどおり、同年5月31日をもって当社を退職したはずである。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、52年5月31日をもって同社を退職したことが認められる。

また、申立期間当時の事業主は、「申立人は申立期間においても、当社の職員として勤務していたことから、申立期間に係る厚生年金保険料についても、給与から控除していなかったとは考え難い。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚5人に照会した結果においても、このうち4人が、前述の事業主と同様に「申立期間当時、A社では月末や給与計算締日を退職日とする慣例となっていたので、申立人についても、月末である昭和52年5月31日をもって退職したはずである。」と供述している。

さらに、前述の同僚5人のうち退職日に係る記憶が無い一人を除く4人全員が「A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社における退職日の翌日と一致している。」と供述していること、及びこれら4人のうち一人が「私は、昭和53年2月末日をもって退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、その翌日の同年3月1日となっており、退職月の給与からも厚生年金保険料が控除されていた。」と供述していることを併せて判断すると、申立人についてのみ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が月末とされていることは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失について、申立人の申立てどおり、昭和52年6月1日を資格喪失日として届け出ているはずであることから、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付したはずである。」と供述しているが、これを確認できる資料は無い上、事業主が資格喪失日を昭和52年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と記録するとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の52年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年4月9日）及び資格取得日（昭和45年11月14日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月9日から同年11月14日まで
昭和44年12月9日から友人と共にA社C工場に採用され、53年7月まで継続して勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録によると申立期間が欠落している。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社C工場における資格取得日は昭和44年12月9日、離職日は53年7月30日となっており、申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管している人事記録簿によると、申立人は、昭和45年11月14日から見習として本採用になったことが確認でき、当該事業所は「申立期間当時は、期間雇用から見習そして正社員と雇用形態が変更していた。確認する方法はないが、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格記録並びに申立人が入寮していたという寮は長期雇用者を優先していたことから判断すると申立人が、申立期間についても期間雇用として継続して雇用されていたと考えられる。」と述べている。

さらに、申立人が一緒に入社したという同僚は、社会保険事務所の記録によ

ると、申立人同様に昭和44年12月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間も継続して厚生年金保険に加入していることが確認でき、「申立人がいつまで勤務していたかについては記憶に無いが、申立人とは同じ係で同じ業務をしていた。」と述べている。

加えて、社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者に照会したところ、「申立人のことは記憶に無いが、期間雇用として勤務していた。当該事業所では4か月以上の雇用契約であれば厚生年金保険には強制的に加入させられ、自分たちも入社と同時に加入している。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、いずれも自身が記憶する当該事業所の入社日と厚生年金保険の被保険者資格記録は一致していることから、当該事業所は、期間雇用も含めた全員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和33年10月8日）及び資格取得日（昭和34年6月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社（現在は、D社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和35年3月25日）及び資格取得日（昭和35年6月6日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③のうち昭和36年10月から38年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を36年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係るすべての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月8日から34年6月1日まで
② 昭和35年3月25日から同年6月6日まで
③ 昭和36年2月11日から38年2月15日まで

申立期間①については、昭和33年8月4日から34年12月1日までA社で継続してE業務に従事していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間①が欠落している。

申立期間②については、昭和35年1月5日から同年10月17日までC社で継続してE業務に従事していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間②が欠落している。

申立期間③については、昭和36年2月11日からC社で勤務していたが、

社会保険事務所の記録によると、38年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社において一緒に勤務していた複数の同僚が、「申立人は、申立期間①については、ずっとE業務に従事しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、申立期間①のすべてについて厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間①中である昭和34年2月2日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人と同じE業務をしていた同僚は、「申立人は自分が入社した時には既に勤務していた。」と述べており、当該同僚は、自身が記憶する入社日から退職日まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「当時、従業員は全部で10人ぐらいおり、当該事業所では、全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間①における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は10人から12人で推移していることから、事業主は、従業員の勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間①当時、当該事業所においては、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どお

りの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、C社において一緒に勤務していた複数の同僚が、「申立人は、申立期間②も継続して勤務しており、ずっとE業務に従事しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かった。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚らは、申立期間②のすべてについて厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、申立人は正職員であったとしており、申立期間②当時に社会保険関係の事務を担当していた者も「当該事業所は従業員の定着率が低く、臨時扱いにして厚生年金保険に加入していなかった者もいたが、申立人はE業務の技術者であり、厚生年金保険には加入していた。」と述べている。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間②当時、当該事業所においては、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年2月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人の申立内容、申立期間③においてC社における厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚の供述、中でも、社会保険事務所の記録から昭和36年4月25日に同社に係る厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる同僚が「自分が退社した時は、申立人は勤務し

ていた。」と述べていることから判断すると、申立人が、申立期間③において同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立期間③当時に社会保険関係の事務を担当していた者は「当該事業所は従業員の定着率が低く、臨時扱いにして厚生年金保険に加入していなかった者もいた。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、複数の同僚が、記憶している入社時期から1年から2年経過後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、当該事業所においては試用期間を設けて、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられるところ、i) 申立人は、当該事業所に再就職していること、ii) 申立人は、当該事業所の事業主から技術を買われて入社したこと、iii) 前述の社会保険関係の事務を担当していた者が申立人はE業務の技術者であり厚生年金保険には加入していたと述べていること、iv) 当該事業所が保管している労働者名簿によると、申立人の雇入日が昭和36年10月1日となっており、複数の同僚の労働者名簿を確認したところ、雇入日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから判断すると、事業主は同日から申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年9月の社会保険事務所の記録及び同僚の標準報酬月額の推移から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人に係る資格取得日は昭和38年2月15日であることが確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和36年2月11日から同年10月1日までの期間については、申立期間③当時に社会保険関係の事務を担当していた者が「当該事業所は従業員の定着率が低く、臨時扱いにして厚生年金保険に加入していなかった者もいた。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、複数の同僚が、記憶している入社時期から1年から2年経過後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから当該事業所においては試用期間を設けて、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられ、当該期間についても、試用期間であったと推認できる。

また、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1505

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は、昭和18年11月13日、資格喪失日は20年5月15日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年11月から20年3月までは85円、同年4月は160円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月ごろから20年5月ごろまで
申立期間については、A社のB船とC船に乗っていた。

給与から船員保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する船員保険被保険者台帳により、申立人と姓が同じで名が異なり（名「D」が名「E」になっている。）、生年月日が同じ者の、A社における船員保険被保険者記録が確認できるとともに、その資格取得日は昭和18年11月13日、資格喪失日は20年5月15日とされており、申立期間内となっている。

また、当該記録はオンライン記録には収録されておらず、i) 当該台帳に記載されている船舶名は申立人が乗船していたというB船とC船であること、ii) 当該台帳に記載されている申立期間以後の船員保険記録が申立人の記録と一致していること及び備考欄に申立人の名前が記載されていることから、当該記録は、申立人の記録と確認でき、事業主はA社において、申立人が船員保険被保険者の資格を昭和18年11月13日に取得し、20年5月15日に同資格を喪失した旨を、社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険業務センターが保管する船員保険被保険者台帳の記録から、昭和18年11月から20年3月までは85円、同年4月は160円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和63年10月は28万円、平成4年11月、同年12月、5年2月、同年5月、同年6月及び同年8月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和63年10月、平成4年11月、同年12月、5年2月、同年5月、同年6月及び同年8月から同年10月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のB社における申立期間③及び⑤に係る標準報酬月額記録については、平成12年9月から13年5月までは30万円、14年1月から同年8月までは22万円、15年1月から同年8月までは28万円、同年9月から同年12月までは26万円、16年1月から同年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは24万円、17年1月から同年5月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成12年9月から13年5月までの期間、14年1月から同年8月までの期間及び15年1月から17年5月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月14日から平成7年3月4日まで
② 平成8年1月8日から12年3月19日まで
③ 平成12年9月1日から13年6月1日まで
④ 平成13年6月1日から14年1月1日まで
⑤ 平成14年1月1日から17年6月1日まで

申立期間①はA社に勤務していたが、社会保険庁が記録する標準報酬月額は当時の給与支給額を下回っている。社長の甥であった同僚と競って仕事

をしていたので、標準報酬月額も当該同僚と同じ水準のはずである。

当該期間の給与支給額が確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間①について標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②、③及び⑤は、B社に勤務していたが、自身が記憶している給与支給額及び預金通帳に記載された給与振込額からみて標準報酬月額が低すぎる。

当該期間の社会保険料の給与からの控除が確認できる源泉徴収票又は市・県民税証明書を保管しているので、各申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間④は、B社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当該期間の社会保険料の給与からの控除が確認できる市・県民税証明書を保管しているので、申立期間④について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②、③及び⑤の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間①のうち昭和63年10月、平成4年11月、同年12月、5年2月、同年5月、同年6月及び同年8月から同年10月までの期間については、A社が保管する給与明細書により、申立人が、当該期間において社会保険庁が記録している標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、このうち昭和63年10月、平成4年11月、5年5月、同年6月、同年9月及び同年10月については社会保険庁が記録している標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、4年12月、5年2月及び同年8月については報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、それぞれ事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主は、保険料は翌月控除であったと主張するが、給与明細書が保管されている昭和63年3月から平成6年12月までの期間において行われた7回の定時決定、1回の随時改定及び3回の厚生年金保険料率改定の各時点における保険料の控除方式を調査したところ、合計11回の決定又は改定時点のうち控除月が特定できるのは7回であり、このうち5回において決定又は改定後の標準報酬月額又は保険料率に見合う保険料が決定又は改定

当月の給与から控除されたことが確認できることを踏まえると、翌月控除であったとは考え難い。

したがって、申立人の申立期間①のうち昭和63年10月、平成4年11月、同年12月、5年2月、同年5月、同年6月及び同年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書から、昭和63年10月は28万円、平成4年11月、同年12月、5年2月、同年5月、同年6月及び同年8月から同年10月までは、いずれも41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和63年11月から平成元年6月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、2年2月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、3年4月、同年5月、同年9月、同年11月から4年1月までの期間、同年4月、同年9月及び6年10月については、給与明細書に記載された給与支給額は、いずれも、社会保険庁が記録している標準報酬月額よりも高額であるものの、当該期間のうち昭和63年11月から平成元年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、2年2月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、3年4月、同年5月、同年9月、同年11月から4年1月までの期間、同年4月、同年9月及び6年10月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額と合致しているとともに、当該期間のうち元年9月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額よりも低額であることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成4年10月、5年1月、同年3月、同年4月、同年7月及び6年11月については、給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれも、社会保険庁が記録している標準報酬月額よりも高額であるものの、給与明細書に記載された給与支給額は、いずれも、社会保険庁が記録している標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人は、「自分の標準報酬月額は、社長の甥と同じ水準のほずである。」と主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、申立人と同じ立場であったとする者の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成6年9月以前の期間においては申立人とほぼ同様の水準で推移していることが確認できるのに対し、申立人が事業主の甥であったとする者の標準報酬月額は、申立期間①のすべてにおいて申立人及び当該同僚を上回っていることが確認できるが、当該事業所に照会したところ、「同人は事業主の親族であるため、相応の仕事を与えられ、常に一般の従業員よりも高額の給与を支給されていた

ことから、申立人が同人と同等の給与を支給されることはあり得ない。」との回答があり、ほかに申立人が事業主の甥であった当該同僚と同等の給与を支給されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①のうち昭和 55 年 1 月から 63 年 2 月までの期間、平成 7 年 1 月及び同年 2 月については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人の申立期間①のうち昭和 63 年 10 月、平成 4 年 11 月、同年 12 月、5 年 2 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないとしている上、給与明細書により、事業主が、当該期間のうち昭和 63 年 10 月については、同月の定時決定により標準報酬月額が改定されたにもかかわらず従前の標準報酬月額に見合う保険料を給与から誤って控除したことが、当該期間のうち平成 4 年 11 月、同年 12 月、5 年 2 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間については、4 年 10 月の定時決定により標準報酬月額が改定されたにもかかわらず従前の標準報酬月額に見合う保険料を給与から誤って控除し続けたことがそれぞれ確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①のうち昭和 63 年 10 月、平成 4 年 11 月、同年 12 月、5 年 2 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③及び⑤については、申立人が保管する銀行預金通帳によれば、B社から振り込まれた給与の額が、両申立期間の大半において社会保険庁が記録する標準報酬月額と同等か又はこれを上回る金額となっていることが確認できるが、これは、当該給与振込額が報酬月額から社会保険料及び所得税が控除された後の金額であることを踏まえると不自然である。

4 申立期間③のうち平成 13 年 1 月から同年 5 月までの期間については、申立人が保管する平成 13 年分の市・県民税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料控除額並びに預金通帳に記録された給与振込額から判断すると、申立人が事業主により給与から控除されていたことが認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成 13 年 1 月から同年 5 月まで 30 万円）は、申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 13 年 1 月から同年 5 月まで 30 万円）と合致するとともに、いずれも、社会保険庁が記録する標準報酬月額（20 万円）よりも高額である。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、同年分の市・県民税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、30 万円とすることが妥当である。

5 申立期間③のうち平成 12 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申

立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、上記3のとおり、当該期間のうち12年9月、同年10月及び同年12月については、申立人が保管する銀行預金通帳により、B社から振り込まれた給与の額が社会保険庁で記録する標準報酬月額と同等か又はこれを上回る金額となっていることが確認できるとともに、このような状況は、当該期間に連続し、上記4において社会保険庁が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていたと認められる13年1月から同年5月までの期間と同様である上、事業主が、「申立人は、平成12年9月から13年3月まで、短期雇用の契約で働いており、同年4月及び同年5月は事業追加に伴い雇用期間を延長したものである。」と供述していることから、当該期間と13年1月から同年5月までの期間とで申立人の雇用形態や業務の内容に変化があったとは考え難いことを踏まえると、申立人は、当該期間においても13年1月から同年5月までの期間と同等の報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えるのが相当である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、事業主が申立人と同じ現場で勤務していたと供述する同僚一人の当該期間の標準報酬月額は、30万円で推移していることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成13年1月から同年5月までの期間について認定する厚生年金保険料控除額、及び前述の同僚の当該事業所に係る平成12年9月から同年12月までの社会保険庁の記録から、30万円とすることが妥当である。

- 6 申立期間⑤のうち平成14年1月から同年8月までの期間については、申立人が保管する同年分の市・県民税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料控除額並びに預金通帳に記録された給与振込額から判断すると、申立人が事業主により給与から控除されていたことが認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成14年1月から同年8月まで22万円）、及び申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額（平成14年1月から同年8月まで28万円）は、いずれも、社会保険庁が記録する標準報酬月額（20万円）よりも高額であるが、この一方で、当該期間の同保険料控除額に見合う標準報酬月額は、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低額である。

したがって、申立人の申立期間⑤のうち平成14年1月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、同年分の市・県民税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成14年9月から同年12月までの期間については、申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）は、社会保険庁が記録している標準報酬月額（20万円）よりも高額であるものの、事業主が申立期間において源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（20万円）は、同庁が記録している標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 7 申立期間⑤のうち平成15年1月から同年12月までの期間については、申立人が保管する同年分の市・県民税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料控除額並びに預金通帳に記録された給与振込額から判断すると、申立人が事業主により給与から控除されていたことが認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成15年1月から同年8月までは28万円、同年9月から同年12月までは26万円）、及び申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額（平成15年1月から同年12月まで28万円）は、いずれも、社会保険庁が記録する標準報酬月額（20万円）よりも高額であるが、この一方で、当該期間のうち同年9月から同年12月までの同保険料控除額に見合う標準報酬月額は、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低額である。

したがって、申立人の申立期間⑤のうち平成15年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、同年分の市・県民税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額から、同年1月から同年8月までは28万円、同年9月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

- 8 申立期間⑤のうち平成16年1月から同年12月までの期間については、申立人が保管する同年分の市・県民税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料控除額並びに預金通帳に記録された給与振込額から判断すると、申立人が事業主により給与から控除されていたことが認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成16年1月から同年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは24万円）、及び申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額（平成16年1月から同年12月まで28万円）は、いずれも、社会保険庁が記録する標準報酬月額（20万円）よりも高額であるが、この一方で、当該期間の同保険料控除額に見合う標準報酬月額は、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低額である。

したがって、申立人の申立期間⑤のうち平成16年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、同年分の市・県民税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額から、同年1月から同年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは24万円とすることが妥当である。

- 9 申立期間⑤のうち平成17年1月から同年5月までの期間については、申立人が保管する同年分の市・県民税証明書、預金通帳、及び同年6月から同年12月までの期間において申立人が勤務した他の事業所に係る厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が事業主により給与から控除されていたことが認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（30万円）と、申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額

(30万円)は合致しているとともに、いずれも、社会保険庁が記録する標準報酬月額(20万円)よりも高額である。

したがって、申立人の申立期間⑤のうち平成17年1月から同年5月までの期間の標準報酬月額については、同年分の市・県民税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

10 申立人の申立期間③及び⑤のうち平成14年1月から同年8月までの期間及び15年1月から17年5月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、13年から17年までの市・県民税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が記録する標準報酬月額が長期にわたって一致していないことから、事業主は、当該期間の市・県民税証明書から推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

11 申立期間②のうち平成9年1月から同年12月までの期間については、申立人が保管する同年分の市・県民税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料控除額並びに預金通帳に記録された給与振込額から判断すると、申立人に支給されていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額(36万円)は、社会保険庁が記録している標準報酬月額(平成9年1月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円)よりも高額であるものの、事業主が申立期間において源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成9年1月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32万円)は、同庁が記録している標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、社会保険庁のオンライン記録及び事業主の供述によれば、申立期間②を含む平成15年9月までの期間において、当該事業所は政府管掌健康保険ではなくC健康保険組合に加入していたことが確認できることから、申立人は、当該期間において政府管掌健康保険料よりも高額の健康保険料(例えば、平成9年12月の標準報酬月額32万円に見合う政府管掌健康保険料が1万3,600円であるのに対し、当該組合の保険料は本人分1万5,600円及び家族二人分9,400円(一人当たり4,700円)の合計2万5,000円)を給与から控除されていたと考えられる。

12 申立期間②のうち平成8年1月から同年12月までの期間及び10年1月から12年2月までの期間については、申立人が保管する預金通帳により、当該期間の給与振込額は確認できるものの、当該給与振込額からは、申立人が

社会保険庁で記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、B社に照会したところ、「当時の賃金台帳等は廃棄済みである。」との回答があったことから、事業所が保管する資料から当該期間において申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料の金額について確認することもできない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人に係る当該期間における標準報酬月額は、いずれも申立人とほぼ同様の金額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の推移に不自然さはない上、当該3人からも、自分の標準報酬月額が低すぎる等の供述は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が平成8年1月8日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、17年6月1日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成8年1月から同年12月までの期間及び10年1月から12年2月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

13 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の事業主に照会したところ、「平成13年6月に申立人をD社に出向させており、出向先での業務が特殊業務であったため、試用期間を設け、雇用保険にのみ加入させていた。申立人が当該事業所で正社員となったのは14年1月1日であるため、申立期間④はこの試用期間に当たり、厚生年金保険料を給与から控除することは無かった。」との回答があり、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が保管する平成13年分の市・県民税証明書よれば、同年の社会保険料控除額は39万2,543円であることが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同年1月から同年5月までの期間の標準報酬月額(26万円)に見合う厚生年金保険料額11万2,775円、当該証明書に記載された同年の給与収入額に見合う雇用保険料額2万2,218円、及び同年に申立人が給与から控除されていたと考えられるC健康保険組合の健康保険料23万2,800円の合計額だけで36万7,793円となり、仮に、申立期間④において

当時の標準報酬月額最低額である9万8,000円に見合う厚生年金保険料額の合計額5万9,507円が控除されたとしても、実際の控除額を上回る事となる上、申立人が保管する預金通帳により、申立期間④における給与振込額は21万円から26万6,201円であったことが確認できることを踏まえると、申立期間④においては申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと考えるのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の平成17年度12月12日支給分賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険

事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年3月28日まで
月額給与は手取りで25万円ぐらいあったと記憶しているが、標準報酬月額が低く抑えられているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時（平成6年3月27日）における賃金日額から判断すると、申立人のA社における離職前6か月間（申立期間）の平均月額給与は約25万円であり、申立人が主張する月額給与とほぼ一致することが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が、申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた平成6年3月28日（処理日は、平成6年3月29日）の後の同年5月18日付けで、5年10月1日までさかのぼって標準報酬月額を増額変更されている者が27人見られ（申立人を含む）、このうち、23人は、その後、標準報酬月額の変更処理が行われていないことが確認できる。

しかしながら、上記の27人のうち、申立人及び同僚3人の合計4人に係る標準報酬月額については、当該事業所において平成5年10月1日の定時決定日から厚生年金保険の被保険者資格を喪失する日までの期間において変更が無かったところ、6年5月18日付けで、5年10月1日にさかのぼって増額変更されている上、翌日の19日付けで、再度、当初の標準報酬月額に減額変更されており、申立人は28万円から17万円へと変更されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年5月19日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について5年10月1日にさかのぼって標準報酬月額^{せうじゆん}の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、28万円に訂正することが必要である。

北海道厚生年金 事案 1509

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録のうち、昭和58年8月のA社本店における標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月13日から同年8月1日まで
② 昭和58年6月20日から同年10月1日まで
③ 昭和58年10月1日から59年8月1日まで
④ 平成元年6月22日から同年10月1日まで

申立期間①については、A社B営業所から同社C営業所に転勤して標準報酬月額が20万円から18万円に減額されていた期間、申立期間②については、同社C営業所から同社本店に転勤して標準報酬月額が34万円から26万円に減額されていた期間、申立期間③については、同社本店で勤務して給与支給総額の平均が38万円であったにもかかわらず標準報酬月額が36万円とされていた期間、及び申立期間④については、同社本店から同社D営業所に転勤して標準報酬月額が38万円から36万円に減額されていた期間であり、申立期間①、②及び④については、A社という同一会社内での転勤でありながら、転勤のたびごとに標準報酬月額が減額されていることに納得できない。また、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が、給与支給総額の平均と見合っていないことに納得できない、

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、すべての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基

づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和58年8月については、申立人から提出のあったA社本店の給料手当支給通知書（写し）で確認できる保険料控除額及び給与支給総額が36万円の標準報酬月額に見合うことから、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により、消滅する前に事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、i) 昭和58年8月を除くすべての申立期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と、申立人から提出のあった給料手当支給通知書（写し）により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁の記録と一致すること、ii) 申立期間①及び②の始期については、A社から提出のあった「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（写し）により確認できる申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額が、社会保険庁のオンライン記録と一致すること、iii) 申立期間①、②及び④の始期については、A社健康保険組合から提出のあった申立人に係る健康保険被保険者台帳（写し）により確認できる標準報酬月額が、社会保険庁のオンライン記録と一致することから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 なお、申立人は「申立期間①、②及び④については、同じ会社内での転勤であるにもかかわらず、転勤のたびごとに標準報酬月額が下げられているのは、転勤ごとに資格喪失、再取得をしなければならないという制度の不備に起因するものであり、社会保険庁の配慮不足又は見過ごしによって不利益を被ったものである。」と主張し、この主張に対する判断を当委員会で行うよう求めているが、当委員会は、特例法に基づき記録訂正が認められるか判断しているところであり、制度の不備を判断するところではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

私は、昭和39年3月にA社B支店に就職し厚生年金保険に加入していたが、同年7月ごろ親に勧められたので、国民年金にも加入し保険料を納付していた。

平成17年3月に定年退職し、社会保険事務所で厚生年金保険の受給申請手続を行った際に、年金の加入記録は厚生年金保険のみであると言われたので、申立期間の国民年金保険料も併せて納付していたことを話したところ、当該国民年金保険料は過誤納還付済みであると言われた。

しかし、私は、申立期間の国民年金保険料の還付金を受け取った記憶が全く無いので、還付が事実であれば、その証拠を示してもらわなければ納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年7月ごろに親に勧められて国民年金に加入したと述べているが、その期間は、申立人は20歳未満であり、制度上、国民年金に加入できない時期であるので、申立人の供述内容に不自然さがみられる。

また、申立期間について、i) 社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)に、「還付40.3~42.3まで2,800円(42・8・11)」と記載されている上、同台帳の裏面には、「被用者年金加入者取下」及び「昭和42年8月9日」と記載されていること、ii) 同事務所が保管する申立人の国民年金手帳記号番号払出管理簿に、「取消」と記載されていることから、昭和42年8月ごろ、申立人が厚生年金保険と国民年金に重複して加入していたことが判明したことにより、申立人の国民年金手帳記号番号の取消処理が行われたことが確認できる。

さらに、申立人には、ほかに当該過誤納保険料を充当すべき未納期間が存在していない上、その過誤納保険料を還付決定した金額（2,800円）に計算上の誤りは見受けられない。

加えて、申立人は申立期間に係る還付金を受け取った記憶が無いという以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1342

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間当時、私は短大に在学中であり、私が 20 歳に到達した昭和 62 年*月に母親が国民年金の加入手続をしてくれた上、卒業するまでの期間の私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。当時、学生でも 20 歳を超えたら国民年金に加入するようテレビで P R していたことや母親から「就職するまで、学生のうちは年金を払っておくからね。」と言われたことなどを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付については、申立人自身は関与しておらず、申立人の母親が行ってくれていたと主張しているが、その母親に照会した際の回答によると、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る詳細な状況については不明である。

また、申立人は、その母親から国民年金手帳を渡されたことについての明確な記憶が無く、その手帳は紛失したとしている上、A 市には申立期間に係る申立人の国民年金被保険者名簿は無く、申立人に対し、平成 4 年ごろに払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成元年 6 月まで

平成元年7月に夫が設立したA社の経営が安定した3年の夏ごろ、私は会計士に勧められ、それまで未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付するため、B市C区役所に相談した上、均等分割で納付できる納付書を発行してもらった。分割して納付した期間の保険料は大金だったが、同区役所の窓口で毎月納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年の夏ごろにB市C区役所から自身の未納であった申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって均等で分割納付できる納付書を発行してもらった上、保険料の納付を行ったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録から、同年6月5日に納付書が発行されていることが確認できる。

しかしながら、その納付書が発行された時点では、申立期間のほとんどは時効により保険料が納付できない期間であり、B市の国民年金被保険者名簿では、申立人の昭和62年度は第3号被保険者と記録されていることが確認できることから、申立人が主張する申立期間のすべてに係る納付書が平成3年6月の時点で発行されたものとは考え難い。

また、i) B市では、区役所窓口において、過年度納付書を発行するに当たり、月ごとに納付額を分割することはあっても、保険料の総額に対し均等分割することは無いとしていること、ii) 同市では、区役所窓口において過年度保険料の収納事務を行っていないとしている上、申立人は、さかのぼって納付したとする申立期間の保険料総額を数十万円としているが、その金額は申立期間の保険料相当額とかけ離れていることなど、申立人の主張には不自然さが認め

られる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人には申立期間以外にも未加入期間が認められる上、申立期間はその夫も国民年金の未加入期間である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年2月までの期間及び54年10月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から50年2月まで
② 昭和54年10月から55年1月まで

私が両申立期間に勤務していた会社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所でなかったため、私は会社の人に勧められて国民年金に加入し、両申立期間当時、保険料を納付していた記憶がある。よって、未納とされている申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は船員保険及び厚生年金保険の被保険者資格をそれぞれ喪失した後、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等についての記憶は明確でないことから、申立人の両申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和50年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行された「年金手帳」しか所持していないとしており、当該年金手帳には国民年金に係る記号番号や資格記録の記載は無い上、i) 両申立期間当時、申立人が在住していたとするA市の国民年金被保険者名簿には申立人の記録が無いこと、ii) 同市を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から縦覧調査を実施したが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された記録が無いことなど、申立人がA市において国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、両申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに両申立期間の保険料が納付

されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から49年8月1日まで

A社に昭和48年1月1日入社し、49年7月まで勤務していた。以前はB社に勤務していたが、48年1月に自分以下、約15人の部下と一緒にA社に移籍した。一緒に移籍した部下には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の加入記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、当時の人事記録及び雇用契約書等の資料が無く、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社に勤務する以前はB社の代表取締役であったが、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった直後である昭和48年1月に部下と一緒にA社へ移籍し、その部下に厚生年金保険の加入記録が存在することをもち、自らの厚生年金保険の加入を申し立てしているところ、申立人及び同僚の供述によれば、A社に移籍してからも、B社で行っていた事業を引き継いでいたとしており、これに関連して、申立人が一緒にA社へ移籍したとする同僚8人に照会し、5人から回答を得たが、このうち1人は「申立人はB社の事業主であったので、我々とは立場が異なっていたと思う。」と供述していること及び他の1人は「申立人はB社の負債整理に追われていた。」と供述していることを考えると、申立人と移籍した部下とは業務内容や事業所内での役割が異なっていたと判断される。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は無く、一方、厚生年金保険の整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで

中学校を卒業した昭和 28 年ごろから A 社 B 事業所で働き始めた。採用当初は、18 歳未満のため C 業務ではなく D 業務であったが、申立期間は C 業務に従事していた。採用から退職する 36 年まで途切れることなく働いていたので、申立期間だけ加入期間が欠落していることに納得がいかない。同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和 38 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚 14 人及び当時の給与事務担当者 1 人の合計 15 人に照会し 13 人から回答を得たところ、うち 7 人が「期間は分からないが一緒に勤務していたと思う。」と回答しているものの、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、同名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 28 年 5 月 1 日、再取得日は 30 年 4 月 1 日となっており、これらの記載に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給

与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年2月1日まで

昭和21年3月に旧制中学校を卒業し、同年4月からA社（後に、B社に名称変更）に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は22年2月1日となっており、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いとのことである。

申立期間について当該事業所で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本において、当該事業所を承継するB社も昭和49年*月*日に解散していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、商業登記簿謄本上で確認できる役員のうち同名簿に記録がある者は2人だけで、このうち1人は既に死亡しており、残る1人は連絡先が判明しないほか、他の役員は個人の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所における申立期間当時の同僚等の名前を覚えておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者38人のうち生存及び連絡先が判明した7人に照会したところ、回答があった7人のうち6人は申立人を記憶しておらず、残る1人は「申立人と一緒に住み込みで働いており、申立人を記憶しているが、入社時期等を含めた具体的な勤務状況については分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなか

った。

さらに、社会保険事務所の記録によると、上述の同僚7人のうち4人について、自身が記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期に数か月の相違がみられ、このうち2人は、申立人と同じ昭和22年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、共に「入社時期は21年10月ごろであった。」と供述している上、両人から、被保険者資格を取得する以前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人はA社において昭和22年2月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年6月1日まで
② 昭和26年6月1日から同年12月1日まで
③ 昭和27年4月1日から同年8月1日まで
④ 昭和27年8月1日から28年10月1日まで

申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はB市のC事業でD社に勤務し、さらに申立期間③はE作業所（F社G事業所）に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

また、申立期間④の期間については、脱退手当金を受け取った記憶が無いので厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、当該名称及び類似名称でも社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていた事実が確認できない上、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和49年*月*日に解散しているほか、事業主及び役員の生存及び所在が判明しないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司一人及び同僚4人については、そのうち同僚一人は名字のみであるため

個人の特定ができないほか、残る4人については生存及び所在が確認できないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についての供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人はB市のC事業においてD社に勤務していたと主張しているが、当該事業所の継承事業所であるH社に照会したところ、「当時の社会保険届出関係書類や社員名簿には申立人の記録は無く、在籍の事実が確認できない。当時、作業所に直雇職員（作業所事務を含む）として勤務していた者には社会保険に加入させていなかったが、申立人はこれに該当する可能性がある。」との回答を得ている。

また、申立人は当時の作業所における上司1人の名前を挙げているが、名字だけであるためその者を特定することができない。

さらに、社会保険事務所の記録及び社会保険庁のオンライン記録から昭和26年当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある者のうち生存及び所在が判明した7人に照会したところ6人から回答が得られたが、いずれの者も「当時のことは覚えていない。」又は、「分からない。」と供述している上、そのうち二人は、申立人は作業所採用の事務員であったと思われるので、厚生年金保険への加入には疑問がある旨の供述をしていることに加え、C事業における当時、I町役場の担当職員であった者に照会したところ、「当時のことは良く覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることができない。

一方、「新B市史（通史編）」（平成5年出版）においては、C事業は昭和26年8月から27年2月まではJ社に請け負わせていたと記載されているため、当該事業所について社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録を確認したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。なお、商業登記簿によると、当該事業所が大正7年*月*日に設立され、昭和15年9月27日にK市L地区内に本店を移転したことが記録されているが、その後の状況は、K法務局に当該事業所の商業登記簿が保存されていないため不明である。

- 3 申立期間③について、申立人は昭和27年4月1日からE作業所（F社G事業所）に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は31年7月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、E作業所及びF社G事業所等について所在地を管轄する法務局に商業登記を確認したが、該当する会社法人は見当たらないとの回答であるほか、当時の事業主の生存及び所在が確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が当該事業所における同僚として名前を挙げた2人のうち

一人は、「私は昭和 28 年 2 月から当該事業所に勤務したので、申立期間には勤務していない。」と供述しており、残る 1 人は生存及び所在が判明しないことから、申立てに係る供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から昭和 27 年中に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し生存及び所在が判明した 8 人に照会したところ、5 人から回答が得られたが、うち 2 人は、「厚生年金保険の加入については分からない。」と供述し、残る 3 人の者は当時の記憶が無い旨の供述をしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についての供述は得られなかった。

加えて、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票を確認したところ、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 27 年 8 月 1 日と記録されており、同被保険者名簿の 27 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日までの間の資格取得者の中には、申立人の名前は無い上、被保険者整理番号にも欠番は認められないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間①から③に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張するが、これを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①から③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間④について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、事業所を結婚退職後、再就職する考えが無かったとする申立人の供述からみて、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 28 日まで

申立期間については脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されないとの回答を社会保険事務所から受けたが、私は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 1 月と同時期の 31 年から 36 年に資格喪失した者 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 8 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 29 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 42 年 10 月 12 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 12 月 28 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間前に脱退手当金が未請求となっているA社での厚生年金保険被保険者期間があるが、1か月と短期間であるとともに、申立人は、「A社で厚生年金保険に加入していたことを知ったのは、平成21年の春に社会保険事務所で年金記録を調べてもらった時である。また、当該事業所で厚生年金保険被保険者証をもらった記憶は無い。」と供述している上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和45年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別の被保険者記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることを踏まえると、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 21 日から 62 年 6 月 1 日まで

昭和 59 年 6 月 20 日付けでA社を退職し、同日からB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の資格取得日は 62 年 6 月 1 日になっている。

昭和 59 年 3 月 1 日から 60 年 2 月 28 日までの期間及び 61 年 3 月 1 日から 62 年 2 月 28 日までの期間のB社に係る決算報告書を所持しており、それには、法定福利費が記載されているので、厚生年金保険には加入していたはずだ。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人が昭和 59 年 10 月 16 日から、B社の代表取締役であったことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、当該事業所には自分とアルバイト二人程度が勤務していた。」と述べていることから、当該事業所は当時の厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる。

また、当該事業所において、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、適用以前は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、所在が判明した者に照会したところ、「自分は、昭和 62 年 5 月から勤務していたが、厚生年金保険の加入について

は、同年6月から間違いはない。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和59年の確定申告書及び62年の源泉徴収票を所持しており、それらに記載されている社会保険料控除額を確認したところ、59年は28万5,870円であり、これはB社とA社における厚生年金保険料額とその後の健康保険任意継続の保険料額の合計額とほぼ一致しており、また62年の社会保険料控除額のうち給与等からの控除分として記載されている額は18万6,300円であり、同年6月1日以降の厚生年金保険料額及び健康保険料額の合計額と一致していることから、申立期間に係る厚生年金保険料については、控除されていなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和59年6月20日からは健康保険任意継続被保険者になっている上、同年10月31日から60年9月1日までは厚生年金保険第4種被保険者であり、62年4月から同年5月までは国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立人は「昭和59年3月1日から60年2月28日までの期間及び61年3月1日から62年2月28日までの期間のB社に係る決算報告書に法定福利費が記載されているので、厚生年金保険には加入していたはずだ。」と述べているが、同報告書を作成したC公認会計事務所に照会したところ「資料が保管されていないことから、法定福利費の明細内容は不明。」との回答があり、また、同報告書に記載されている法定福利費の額は、当時加入していれば控除されたであろう厚生年金保険料額と著しく相違している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成 3 年 12 年 1 日まで
申立期間は、A社に勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間を含む昭和 63 年 7 月 21 日から平成 3 年 10 月 14 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間の5年後の平成 8 年 10 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所の事業主であった者も、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、当該事業主であった者に照会したところ、「申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用を受けておらず、保険料を給与から控除することも無かった。」と供述しているほか、当該事業主であった者が当該事業所の経理事務を担当していたとするその妻に照会したところ、「申立期間当時は、従業員が申立人一人だけであったため、厚生年金保険の適用は受けていなかった。」と供述しており、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業主であった者の妻は、「申立人は、申立期間当時、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であり、その保険料の一部を会社で負担していた。自分の夫である当時の事業主も同様であった。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票によると、申立

人は、申立期間を含む昭和 63 年 7 月 16 日から平成 2 年 7 月 16 日まで、C 社において政府管掌健康保険任意継続被保険者であったことが確認できるとともに、当該事業主であった者も、昭和 63 年 2 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで、D 社において同保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人が当時の事業主以外に一緒に勤務していたとする同僚は、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、同人から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から27年9月まで
② 昭和27年9月から29年9月まで
③ 昭和29年10月から30年6月まで
④ 昭和42年5月23日から同年11月25日まで
⑤ 昭和44年2月1日から同年10月1日まで
⑥ 昭和46年2月28日から同年7月1日まで
⑦ 昭和60年5月11日から同年11月21日まで

申立期間①は、A町B地区にあったC社に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、A町E地区にあったF社に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、G市H区にあったI社に勤務し、J業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間④は、G市K区L地区にあったM社にJ業務管理者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑤は、N市O区にあったP社にQ業務担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑥は、N市O区にあったR社（現在は、S社）にQ業務担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑦は、N市T区にあったU社にV職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、W県A郡A町B地区においてC社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い。

また、商業登記簿謄本の記録によると、W県A郡A町B地区において、X社が昭和26年*月*日に設立され、27年*月*日に解散していることが確認できるものの、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、27年5月1日であったことが確認できることから、申立期間①のうち25年4月から27年4月30日までの期間については、当該事業所が同保険の適用事業所であった形跡は無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和27年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから、当該事業所が申立てのC社かどうか、及び申立人に係る勤務状況、同保険の適用状況等については確認することができない。

加えて、申立人はC社で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないほか、社会保険事務所の記録により、X社で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された2人に照会したものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間①においてC社又はX社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

その上、社会保険事務所が保管するX社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、W県A郡A町E地区に所在するF社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録を調査しても、申立期間②当時、当該事業所が申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

また、申立人はF社で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができず、ほかに申立人が申立期間②においてF社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、商業登記簿謄本の記録によれば、申立期間②当時、申立ての住

所とは異なるW県A郡A町Y地区にZ社が所在していたことが確認できるが、同社の事業内容は、a業であり、申立ての事業所の事業内容とは異なっているほか、社会保険事務所の記録によると、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

加えて、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③については、社会保険事務所の記録によれば、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年4月1日であったことが確認できることから、申立期間③において当該事業所が同保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所を継承したことが確認できるb社に照会したところ、当時の資料は廃棄済みのため、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、上述の事業主が、「I社を設立した時点は記憶していないが、昭和30年ごろだったとすれば、当初は従業員を関連会社のc社で社会保険に加入させていたかも知れない。」と供述していることから、社会保険事務所の記録により、申立期間③当時、c社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者11人（c社及びI社の両社で継続して被保険者であった者4人を含む。）に照会したものの、申立人が申立期間③においてI社で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間③において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

その上、社会保険事務所が保管するc社の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がM社

に勤務していたことは認められる。

しかしながら、M社に照会したところ、「当社が保管している雇用保険台帳によれば、昭和42年5月23日から同年11月25日まで申立人を同保険に加入させていたことが確認できるが、同期間の厚生年金保険管理台帳及び健康保険管理台帳には申立人の名前が無いことから、両保険には加入させていなかったと考えられる。当時は給与の手取額を増やすために社会保険への加入を希望しない者もあり、こうした者は厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかった。」と回答しており、申立人が当該事業所で厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所が保管する申立期間④当時の雇用保険管理台帳、厚生年金保険管理台帳及び健康保険管理台帳を調査したところ、雇用保険の被保険者資格を取得した者29人のうち厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は23人であり、6人が厚生年金保険に加入していないことが確認できるほか、厚生年金保険に加入した23人についても、このうち8人が、雇用保険の被保険者資格取得日から1か月後から1年2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間④当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者12人に照会したところ、回答があった9人のうち1人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時点から4か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、同人から同資格を取得する以前に厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、他の1人は、「自分は他社から引き抜かれて入社したので、初めから社会保険に加入していたが、臨時社員や試用期間で加入していない者もいた。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員のすべてを入社時から厚生年金保険に加入させていたものではなかったと考えるのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間④に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤については、P社に照会したところ、「当社が保管している当時の労働者名簿には申立人の名前が無いことから、申立人は少なくとも正社員ではなかったと思われる。関係資料は保存していないが、当時は試用期間があり、この期間においては社会保険には加入させておらず、保険料を控除することも無かった。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間⑤において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者30人に照会したところ、回答があった20人から、申立期間⑤において申立人が当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間⑤において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、前述の当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者20人のうち6人は、「当時、当該事業所では試用期間があり、厚生年金保険にすぐに加入させてもらえない者がいた。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、このうち3人は、自身が記憶する入社時点からそれぞれ3か月後、3か月後、5か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、これらの者から同資格を取得する以前に厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、乗務員として採用した者の一部について、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えてるのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間⑤に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑥については、S社に照会したところ、同社の社会保険事務を担当するd社から、「当時の資料は廃棄済みである。」との回答があり、申立人のR社における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認

することはできなかった。

また、申立人はR社で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間⑥前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 22 人に照会したところ、回答があった 16 人から、申立期間⑥において申立人が当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間⑥において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、前述の当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者 16 人のうち、社会保険事務担当者であったとの供述が得られた者 1 人を含む 4 人は、「当時、当該事業所では、正社員以外に期間雇用の者、給与が全部歩合制の者、アルバイトの者や、社会保険への加入を希望しない者がおり、これらの者は社会保険に加入させていなかった。」と供述しているほか、他の 3 人は、「当該事業所では 3 か月程度の試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しており、別の 2 人は、「当時、正社員以外で社会保険に加入していない者がいたと聞いている。」と供述している。この一方で、社会保険事務所の記録によると、当該試用期間があったとする 3 人のうち 1 人は、自身が記憶する入社時点から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同人から同資格を取得する以前に厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、前述の社会保険事務担当者であったとの供述が得られた者も「期間雇用者等、社会保険に加入させていなかった者について、給与から保険料を控除することは無かった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、Q業務担当として採用した者の一部について、厚生年金保険に加入させない取扱いや、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間⑥に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

7 申立期間⑦については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がU社

に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、N市T区に所在するU社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い。

また、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の役員であったことが確認できる者3人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間⑦において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、いずれも所在が不明であることから、これらの者から申立人に係る勤務状況、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者からも申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間⑦において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立期間⑦に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 8 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 21 日まで
昭和 37 年 3 月にA社に入社し、51 年 3 月から平成 2 年 9 月 20 日に退職するまではB社C出張所において課長職として勤務していた。

社会保険事務所の記録では、昭和 56 年 10 月 1 日に、標準報酬月額が下がっていることになっているが、申立期間当時は、給与額が下がることはあり得ないことから、申立期間の標準報酬月額は、実際の給与額よりも低額に記録されていると考えられる。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は日本経済の成長期であり、給与は右肩上がりで下がることは無かったとして申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できないとしている。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同日の昭和 56 年 10 月 1 日付けの定時決定により標準報酬月額が減額して改定されている者が複数確認でき、このうち、申立期間当時、申立人と勤務していた営業所は異なるものの、役職が同じであったと供述する同僚は、同年 9 月分から 12 月分の給与明細書を保管しており、同年 9 月分及び 10 月分の給与から控除された厚生年金保険料額と同年 11 月分及び 12 月分の厚生年金保険料額が異なっている上、控除された保険料額は、社会保険事務所が記録する標準報酬月額に対応する保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、先述の同僚の給与明細書から、残業手当や休日出勤手当等の支給

額が数万円の範囲で変動していたことが確認できる上、この同僚は、「業務の状況等によって残業時間数や休日出勤の回数は大きく変化していた。保険料の控除額と社会保険事務所の記録が一致していることから、会社は正しく届け出ていたのだと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間以前の上司であったとして名前を記憶している二人は、「基本給が下がることは無かったものの、残業手当等については、繁忙度等に応じて数万円は変動していたはずである。」と先述の同僚と一致した供述をしている。

その上、申立人は、昭和56年10月1日から平成2年9月20日に退職するまでの期間について申し立てているが、当該事業所は、平成2年2月1日からA社厚生年金基金（現在は、A社企業年金基金）に加入しており、同基金が保管する申立人の加入者記録票から、同基金加入から当該事業所を退職するまでの申立人の給与額が44万円となっていることが確認でき、これは、当該期間の社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険受給資格者証の写しから、申立人が当該事業所を退職した当時の給与額が約44万円であったことが確認でき、これも、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

なお、社会保険事務所が保管する、申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額が訂正された痕跡は無く、社会保険庁のオンライン記録においても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。